

堅田庄田墓地管理保全会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は大津市堅田庄田墓地管理保全会以下「墓地保全会」と称す。

(目 的)

第2条 墓地保全会は堅田学区(以下学区と言う)内に所在する大津市有墓地のうち、公共墓地(以下墓地という)の管理保全を円滑に行ない、学区民の福祉と環境衛生行政に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 墓地保全会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)墓地の管理保全に関すること。
- (2)墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第38号)の規定による墓地管理者の責務に関すること。
- (3)その他墓地保全会の目的達成に必要な事項に関すること。

(事務所)

第4条 墓地保全会の事務所を大津市役所 堅田支所内におく。

第2章 会 員

(資 格)

第5条 会員の資格は次の通りとする。

- (1)会員は墓地を使用するものとする。

(入 会)

第6条 墓地を使用するものは、すべて入会しなければならない。

2. 墓地保全会に入会しようとする者は、学区内に住所を有するものまたは、庄田墓地を管理する親戚が堅田に在住するもので、所定の入会申込書に必要事項を記入し会長に申し込まなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員はすべて会則に従う義務。

- (1)墓地を使用する者すべて入会し会則に従う義務。
- (2)会員は会費及び入会金を納付する義務。
- (3)会議の議決に服し墓地保全会の目的実現のため積極的な義務
- (4)会員で学区外住居者又は、学区外へ転居するものは自ら使用する墓地の管理人設定と届出の義務。
- (5)会員の墓地改修工事する時は隣地承諾書、工事施工届の提出義務。

(脱会及び除名)

会員が墓地使用の必要がなくなった時は、その使用地を原状に回復し1ヶ月以内に脱会届を会長に提出しなければならない。

2. 前項の脱退届の提出を怠り1ヶ年を経過したものは、「墓地埋葬等に関する法律第3条、2項」に基づき立札に1年間提示して、その期間中にその申し出が無かった時は使用権

利が喪失し、その使用墓地に残存する、すべて私権を消滅し除名する。

- 3.前条第1項から第5号の義務の履行を3ケ年以上怠った時は本条第2項同様すべての権利を消滅し除名する。

第3章 役員

(種別)

第9条 墓地保全会に、次の各号に掲げる役員をおく。

- (1)会長 1名 (2)副会長 若干名 (3)理事 若干名(自治会長、墓地委員を含む)
(4)監事 2名 (5)会計 1名

(選任)

第10条 会長は堅田学区自治連合会会長がこれにあたる。

- 2.副会長は堅田学区自治連合会副会長があたる。
3.理事は堅田学区全自治会長と墓地委員がこれにあたる。
4.監事は理事会に於いて選任する。
5.会計は理事会に於いて選任する。

(任期)

第11条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。

- 2.役員に欠員を生じた時は補充者を選任する。
3.補充された者の任期は前任者の残任期間とする。
4.役員は任期満了後においても後任者が就任するまでは引き続き、その職務を行うものとする。

(役員の職務及び権限)

第12条 会長は墓地保全会を代表し本会の業務を統轄する。

- 2.副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(理事会)

第13条 理事会は第9条の役員全員をもって構成し会務執行上の重要事項を決定する。

(顧問)

第14条 墓地保全会は理事会の議決により顧問を置くことが出来る。

(監事の職務)

第15条 監事は会務を監査する。

(会計の職務)

第17条 会計は墓地保全会の会計をする。

第4章 会議

第18条 総会は定時総会と臨時総会とし理事を代議員と定め総会とする。

- 2.定時総会は毎年1回開催する。
3.臨時総会は会長が必要と認めた時に開催する。

第19条 総会に付議しなければ、ならない事項は次の通りとする。

- (1)会則を改廃するとき
(2)事業計画及び収入、支出予算を定めるとき

- (3)事業報告及び決算報告を承認するとき
- (4)本会を解散するとき
- (5)その他墓地保全会運営に関する重要な事案とき

(総会成立数)

第20条 総会は代議員の3分2以上の出席がなければ会議を開くことは出来ない。ただし表決権の行使を総会に出席する他の代議員に委任する事が出来る。この場合の代理人は代理権を証する委任状を会長に提出することにより、委任者は出席したものとみなす。

第5章 会 計

(資金の構成)

第21条 墓地保全会の資金は入会金、協力金、管理費、寄付金その他の収入をもって構成する。

(入会金、協力金)

第22条 入会金は1区画を単位として入会時に賦課納入する。

- 2.協力金は墓石の建替えや改修工事する時に施設使用料(水道、便所、電気)として一工事につき実費を賦課納入する。(詳細については鍵貸し出しする時の注意事項に記載されている)

(管理費)

第23条 管理費は毎年4月1日現在又は入会時に1区画単位で、会計に賦課納入する。

(賦課額の決定)

第24条 入会金及び管理費、協力金の決定は理事会で決定する。

- 2.市有地以外の隣接墓地についても同様とする。(水道、電気、焼却費、便所等負担金)
- 3.入会金、協力金、管理費は返還しない。

(経費の支弁)

第25条 墓地保全会の経費は第21条の資金を以て支弁する。

(予算及び決算)

第26条 墓地保全会の収支予算は総会の決議を経て定め収支決算は年度終了後、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 墓地保全会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1.会則施行前から引き続き墓地を使用し墓地管理費を納入している者については第7条第2項に定める入会申し込証の提出を省略する。
- 2.この会則は昭和50年4月1日から施行する。
- 3.この会則は平成元年7月13日から施行する。
- 4.この会則は平成15年2月1日から施行する。
- 5.この会則は平成17年5月17日から施行する。(第6条の2項改正)